犬山市教育委員会基本条例 (案)

目次

前文

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 教育委員会の役割と活動原則 (第2条)
- 第3章 教育長及び委員の身分と役割 (第3条・第4条)
- 第4章 教育委員会会議の運営 (第5条-第7条)
- 第5章 総合教育会議(第8条・第9条)
- 第6章 開かれた教育委員会(第10条・第11条)
- 第7章 教育委員会事務局の体制整備 (第12条)
- 第8章 見直し手続き(第13条)

附則

教育は、人格の完成を目指し、生涯にわたって自ら学び続けようと する資質や能力を備えた、心身ともに健康な市民の育成を期して行わ れなければなりません。

そのため、犬山の子は犬山で育てるとの考えのもと、学校、家庭、 地域などの連携を深め、特色ある教育・保育を推進し、地域社会から 国際社会まで幅広い舞台で活躍できる人材を育成します。

さらに、生涯学習やスポーツ活動などを通じて、市民の豊かな心と 生きる力を育みます。

また、歴史や伝統文化、自然などの郷土の資源を大切に守り育て、 後世に継承していくことで、子どもからお年寄りまで、市民一人ひと りが犬山への誇りと愛着を持ち続ける心を育みます。

大山市教育委員会は、大山の教育の基本理念である「学びのまちづくりー生涯にわたって自ら学び続けるー」の実現に向けて、教育の政治的中立性と継続性を確保しつつ、教育に対する市民のみなさんの信頼と期待に応え、より開かれた教育行政を推進するため、ここに「大山市教育委員会基本条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、教育委員会の運営に関して基本となる事項を定めることにより、教育委員会の果たす役割や責任を明確にするとともに、教育基本法(平成18年法律第120号)の理念のもと、学びの心を育み、深め、広げる、学びのまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

第2章 教育委員会の役割と活動原則

(教育委員会の役割と活動原則)

- 第2条 教育委員会は、学びのまちづくりの推進を図るため、本市の 実情に応じた教育に関する基本的な計画となる教育振興基本計画を 策定します。
- 2 教育委員会は、教育の振興を図るため、次に掲げる原則に基づき 施策を実施します。
 - (1) 学ぶ環境を整え、質の高い学びを作り、心・体・夢を育むための教育環境の整備に努めます。
 - (2) 文化・スポーツ・芸術に親しむ機会の提供など生涯学習の礎を 築く社会教育の推進を図ります。
 - (3) 犬山固有の歴史と文化を守り、地域を愛し、郷土に誇りを持てる人材の育成を図ります。

第3章 教育長及び委員の身分と役割

(教育長及び委員の身分と責務)

- 第3条 教育長は、執行機関である教育委員会を代表します。
- 2 教育委員の任期は、教育委員会の活性化を促進し、さまざまな分野から幅広く人材を得るため、2期あるいは8年程度を基本とします。
- 3 教育長及び委員は、任命の議会同意に際して、候補者として所信 を表明することとします。
- 4 教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31

年法律第162号。以下「地教行法」という。)第13条第2項の 規定による職務代理者の指名に際しては、教育委員の総意を尊重す ることとします。

(教育長及び委員の役割と活動原則)

- 第4条 教育長は、次に掲げる教育委員会の会務について総理します。
 - (1) 教育委員会会議を主宰すること。
 - (2) 教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどること。
 - (3) 教育委員会事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する こと。
 - (4) 教育委員へ迅速に情報提供すること。
- 2 教育委員は、教育委員会における審議の活性化に努めるとともに、 教育長及び教育委員会事務局の事務執行に対する市民目線に立った 点検を適切に行います。

第4章 教育委員会会議の運営

(教育委員会会議の議決事件)

- 第5条 教育委員会は、次に掲げる事項の決定にあたっては、付議事件として審議をし、採決を行います。
 - (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃 に関すること。
 - (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - (4) 教職員の任免その他の人事に関すること。
 - (5) 教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評

価に関すること。

- (6) 前各号に掲げる事項のほか、教育行政についての基本方針や重要事項に関すること。
- 2 教育長は、前項の事項を付議事件として提案する際には、提案の目的、内容、経緯、効果などについて、わかりやすく説明します。 (討議の促進)
- 第6条 教育委員会は、審議にあたっては、委員間の自由な討議を通 じて論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めます。
- 2 いじめ事件など児童生徒や教職員に関わる事件、事故については、 遅滞なく報告を受け、迅速に対応を協議します。

(政策等の形成手続き)

- 第7条 教育委員は、学校等所管施設訪問の際には、校長等関係者と の意見交換を行い、児童生徒や施設等の状況把握に努め、積極的な 課題抽出につなげます。
- 2 教育委員は、教育委員会事務局の補助を受け、教育政策の立案、 形成に主体的かつ積極的に関わります。
- 3 教育委員会は、地教行法第26条第1項に規定する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに、市ホームページへの掲載などの方法により公表します。
- 4 教育委員会は、前項の点検及び評価の結果に基づき、学びのまちづくりの推進に向け、必要な改善措置を講じます。
- 5 教育委員会は、教育長及び委員の政策形成能力など資質の向上の ため、研修機会の充実に努めます。

第5章 総合教育会議

(市長との関係)

第8条 教育委員会及び市長は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地教行法第21条から第23条までの規定による職務権限に基づく適切な役割分担のもと、本市における教育の振興のため連携して施策の充実を図るものとします。

(総合教育会議における協議と調整)

- 第9条 総合教育会議は、教育委員会及び市長という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、教育の課題やあるべき姿を共有して、教育行政の推進を図るため、十分な意思疎通を図ります。
- 2 総合教育会議において協議・調整を図り、教育委員会及び市長の 双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重します。

第6章 開かれた教育委員会

(市民への情報公開と意見集約)

- 第10条 教育委員会は、市民に対する説明責任を果たし、教育の振興に資するため、多様な広報媒体を活用して、子どもの最善の利益に反しない限りにおいて、教育委員会の活動状況や教育に関する施策の実施状況について積極的に情報公開、情報発信を行い、市民との情報共有に努めます。
- 2 教育委員会は、子どもの最善の利益を実現するために、市民の意見を的確に把握し、教育施策に適切に反映させるよう努めます。
- 3 教育委員会は、教育行政に対する市民の生の声を聞くため、議会 や保護者、教育関係の各種団体等との意見交換の場を設けるよう努 めます。

(市民からの政策提案)

第11条 教育委員会は、請願及び陳情を市民の政策提案と位置づけ、 その審議及び調査にあたっては、当該請願及び陳情の提出者が希望 した場合は、意見を述べる機会を保障します。

第7章 教育委員会事務局の体制整備

(教育委員会事務局の体制整備)

- 第12条 地教行法第17条の規定に基づき、教育委員会に事務局を 置きます。
- 2 教育委員会は、教育施策の円滑な実施のため、教育委員会事務局の体制整備に必要な措置が講じられるよう、市長との協議・調整を行います。

第8章 見直し手続き

(見直し手続き)

- 第13条 教育委員会及び市長は、この条例の趣旨及び目的が達成されているかどうかを総合教育会議において検証します。
- 2 教育委員会及び市長は、前項による検証の結果、改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(経過措置)

第	2	条	\circ	$\circ \circ$	\circ	\circ	\bigcirc (\circ	\circ	$)\bigcirc$	\circ	\circ	$) \bigcirc$	\bigcirc (\circ	\bigcirc	\circ)
	\bigcirc	00	\circ	00	\circ	\circ	\bigcirc (0 C	\circ) ့								